



島根県報

平成29年11月17日（金）

第2,956号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	2

【公 告】

都市計画決定の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	3
開発行為に関する工事の完了（2件）	（ " ）	3

【特定調達公告】

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下 水 道 推 進 課）	3
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ " ）	4
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ " ）	4
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ " ）	5
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ " ）	5
統合サーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	6

告 示**島根県告示第614号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田中央土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

大野 勝 出雲市東福町311番地

島根県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市二宮町神主1788-4・1788-13・1790-6・1790-7・1794・1816-1・1928-13・1928-14・1928-34・2089-6・2093-13・2093-14・2093-18・2095-9・2095-10・2095-14・2132・敬川町1955-1（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第616号

平成29年島根県告示第565号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
飯石郡飯南町頓原3362、3364、3365、3366	舟木 賢治

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画市場
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
大田市大田町大田宇南代イ24番1、イ25番1、イ34番3、イ35番1
面積 4,660.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
株式会社 コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
雲南市加茂町南加茂39番1、39番2、39番3、39番4、39番5、40番1、40番2、40番3、40番4、40番5の一部、
41番1、41番2、41番4の一部
面積 4,792.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
雲南市大東町大東739番地
社会福祉法人 愛耕福祉会
理事長 白根 廣久

特 定 調 達 公 告

平成29年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。)に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥肥料原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

島根県土木部下水道推進課ウェブサイトから入手することとする。

平成29年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。)に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

島根県土木部下水道推進課ウェブサイトから入手することとする。

平成29年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務

- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務、下水汚泥肥料原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続
要綱に定めるところによる。
- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
島根県土木部下水道推進課ウェブサイトから入手することとする。

平成29年度において、宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥肥料原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続
要綱に定めるところによる。
- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
島根県土木部下水道推進課ウェブサイトから入手することとする。

平成29年度において、宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥セメント原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びそ

の更新の手続

要綱に定めるところによる。

- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
島根県土木部下水道推進課ウェブサイトから入手することとする。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年11月17日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

1 件名及び数量

統合サービシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成29年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 中国支店長 渡邊 祐史 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号

5 落札金額

98,729,648円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年8月18日